

埼玉県立杉戸高等学校 部活動に係る活動方針 令和4年度版

I 活動の基本方針

- 1 学習活動と部活動の両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 2 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

II 指導体制の整備について

- 1 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 2 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 3 管理職は適宜、部活動の視察を行い、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 4 **管理職は、各部とも複数顧問制による指導体制を整える。**
- 5 外部指導者については必要に応じて活用し、専門的な指導を生徒に提供する。
- 6 顧問は学期中は原則として月5日以上^の週休日の休養日を設ける。

III 具体的な活動の進め方について

- 1 顧問は、**部室、施設や設備の点検**を定期的^に実施し、事故の防止に努める。
- 2 顧問は、体罰やハラスメントの根絶を目指し、**部活動顧問会**は、職員研修を実施する。
- 3 部活動顧問会を設置し、定期的^に情報交換を行う。
- 4 **部活動顧問会**は、**各部の使用部室の割り振り**を決める。
- 5 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 6 **保健美化部**は、教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 7 顧問は、効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 8 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、**校長名の通帳での管理**、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。
- 9 新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で実施し、『県方針』及び最新の『県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン』を遵守する。

IV 適切な活動日等の設定について

- 1 学期中は原則として週2日以上^の休養日を設ける。平日1日以上かつ土日のいずれか1日以上とし、休養日を確保できない場合は、他の日に振り替える。
- 2 定期考査1週間前及び定期考査中の部活動は原則禁止とする。
- 3 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- 4 長期休業中は、原則一日の活動時間は、3時間程度とする。
- 5 長期休業中も、学期の休養日に準じる。
- 6 夏季、冬季休業中は、部活動以外にも多様な活動ができるよう、連続する3日以上^の休養日を設定する。
- 7 大会前など基準どおりに休養日が設定できない場合は、保護者の理解を得る。
- 8 顧問と生徒間で参加する大会、コンクール等を精査し、顧問生徒の負担軽減を図る。